

業務指示書

アジア地域東メコン地域次世代航空保安システムへの移行に係る能力開発プロジェクト（飛行方式設定）

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年4月16日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 中野 勉 Nakano.Tsutomu@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年4月21日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

（ ） 認めません。

（ ） 認めます。

（○） 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：飛行方式設定に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／飛行方式設定1）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：飛行方式設定に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（カンボジア、ラオス、ベトナム及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 飛行方式設定2】

- 1) 類似業務の経験：飛行方式設定に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（カンボジア、ラオス、ベトナム 及び全世界）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年4月25日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、¹指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(1 = 円 , US\$1 = 102.20 円 , EUR1 = 139.84 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
 - a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

- 総括/飛行方式設定 1
- 飛行方式設定 2

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

16.90 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年5月12日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

アジア地域東メコン地域次世代航空保安システムへの移行に係る能力開発プロジェクト（飛行方式設定）

| 評価項目 | 配点 | |
|---------------------------------|-------------|--------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10.00) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | 4.00 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (30.00) | |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性 | 14.00 | |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 | 12.00 | |
| (3) 要員計画等の妥当性 | 4.00 | |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制） | | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (60.00) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 | (40.00) | |
| | 業務主任者 のみ | 業務管理 グループ |
| ①業務主任者の経験・能力 総括／飛行方式設定 1 | (40.00) | (16.00) |
| ア) 類似業務の経験 | 16.00 | 7.00 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 4.00 | 2.00 |
| ウ) 語学力 | 6.00 | 2.00 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | 8.00 | 3.00 |
| オ) その他学位、資格等 | 6.00 | 2.00 |
| ②副業務主任者 | (-) | (16.00) |
| カ) 類似業務の経験 | - | 7.00 |
| キ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | - | 2.00 |
| ク) 語学力 | - | 2.00 |
| ケ) 業務主任者等としての経験 | - | 3.00 |
| コ) その他学位、資格等 | - | 2.00 |
| ③体制、プレゼンテーション | () | (8.00) |
| サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション | | |
| シ) 業務管理体制 | - | 8.00 |
| (2) 業務従事者の経験・能力： 飛行方式設定 2 | (20.00) | |
| ア) 類似業務の経験 | 10.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 2.00 | |
| ウ) 語学力 | 4.00 | |
| エ) その他学位、資格等 | 4.00 | |
| (3) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (4) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (5) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| 総合評点 | [100.00] | |

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

次世代航空保安システムは、人工衛星技術を活用した航空機の運航及び航空管制に係る新技術であり、その導入を CNS/ATM(通信・航法・監視及び航空交通管理)システムとして、1991年より国際民間航空機関(ICA0: International Civil Aviation Organization)の定めるロードマップに沿って、各加盟国が移行を進めている。地上の無線航行援助施設を経由する従前の航法とは異なり、本システムの導入により、航空機は出発地から到着地までより柔軟な経路、飛行高度を選択することが可能になり、効率的な運航が行える。また、航空機の位置情報の精度向上と連続的な把握、管制官とパイロット間の通信が音声からメッセージ主体に移行することにより、安全性の向上、管制官の業務負担の軽減が図られる。

新システムへの移行は、アジア地域においては日本、中国、韓国、タイ、シンガポール等が先行しているが、国境を越えて飛行する航空機には切れ目のないサービス(シームレス・スカイ)を提供することが重要であり、整備が立ち遅れている東メコン地域においても周辺東南アジア地域と歩調を合わせた新システムの導入が課題となっている。

このような技術的な課題に対し我が国は、2009年から2010年にかけて東メコン地域3ヶ国(カンボジア国、ラオス国、ベトナム国)を対象に開発調査「東メコン地域次世代航空保安システム整備計画調査」を実施し、新システムの導入に必要な機材整備、人材開発、技術基準整備等に係る計画立案を支援した。JICAの開発調査では、新システムの導入にはハード面での整備と平行して、ソフト面の整備、すなわち(1)性能準拠型航法(PBN: Performance Based Navigation)による飛行方式の設定に係る能力開発、(2)新システムに係る航空管制官等訓練制度の整備、及び(3)安全管理システム(SMS: Safety Management System)の導入による安全監督機能の強化が重要であると指摘している。

3ヶ国の政府は、近隣国と協調して次世代航空保安システムを導入することを国際的な責務と認識し、それぞれ航空保安システム機材等の近代化に取り組んでいる。しかしながらJICAの開発調査における指摘事項への対応には、資金的・技術的リソースの不足に加えて、未経験の分野であることが障害となっており、課題克服のために3ヶ国の政府はそれぞれ我が国に対して技術協力を要請した。これを受けて、2010年6月に詳細計画策定調査を実施し、2010年11月にベトナム国、同12月にカンボジア国、2011年1月にラオス国とそれぞれ討議議事録(R/D: Record of Discussion)への署名・交換を行なった上、2011年1月から技術協力「東メコン地域次世代航空保安システムへの移行に係る能力開発プロジェクト(Project for the Capacity Development for Transition to the New CNS/ATM Systems in Cambodia, Lao PDR and Vietnam)」を開始した。プロジェクトでは、長期専門家3名(総括/航空交通管理(ATM)アドバイザー、管制技術(CNS)アドバイザー、業務調整員)に加え、必要に応じ各種技術分野の短期専門家(飛行方式設定指導、WGS84測量、飛行検査、運航承認基準、CNS/ATM研修、安全管理システム等)を派遣し、プロジェクト目標の達成に向けた活動を展開している。

プロジェクトでは、2012年7月からベトナム国(ハノイ)に3ヶ国が共同で利用する

飛行方式設定室 (Flight Procedure Office: FPO、以下、「ハノイ FPO」) を整備し、OJT を含む PBN 飛行方式設定の訓練を行っている。ICAO が発行する航空機運航に係る技術文書 (PANS-OPS、Doc 8168) が定める国際基準に基づいて、2011 年には、地上の航空保安無線施設を利用する従来型の飛行方式の研修を実施し、PBN 飛行方式設定の訓練に参加しうる能力を持った人材の育成が図られ、2012 年から 2013 年にかけては一連の PBN 飛行方式設定のための訓練、基準や制度、航空管制及び飛行検査・検証の訓練を実施してきたところである。

3ヶ国では、これらの訓練の受講者により、ICAO の定める PBN ロードマップに合わせるべく、2013 年中に国内に最初の PBN 飛行方式が導入され、2014 年内には各国 2 空港目の PBN 導入を目指す計画を推進しているところであるが、PBN に関しては、適切な要員数まで引き続き国際基準に沿った知識・経験を有する設計者を育成することが必要となっている。

2. プロジェクトの概要

(1) 上位目標

東メコン地域における次世代航空保安システムへの移行を通じて、航空機運航の効率性・安全性の向上及び空域容量の拡大がなされる。

(2) プロジェクト目標

東メコン地域 (カンボジア国、ラオス国、ベトナム国) において次世代航空保安システムへの移行が促進される。

(3) 成果

成果 1 : 性能準拠型航法 (PBN) 飛行方式の設定に係る能力の開発

成果 2 : 航空管制官および管制技術官に対する次世代航空保安システムの訓練制度の整備

成果 3 : 安全管理システム (SMS) の導入による安全監督の強化

(4) プロジェクト実施期間

2011 年 1 月 19 日～2016 年 1 月 18 日 (5 年間)

(5) 業務対象地域

カンボジア国 : プノンペン市、ほか地方空港

ラオス国 : ビエンチャン市、ほか地方空港

ベトナム国 : ハノイ市、ほか地方空港

(6) 相手国関係者

カンボジア国民間航空局 (State Secretariat of Civil Aviation: SSCA)、ラオス国民間航空局 (Department of Civil Aviation: DCA)、ラオス航空管制機関 (Lao Air Traffic Management: LATM)、ベトナム国民間航空局 (Civil Aviation Authority of Vietnam: CAAV)、ベトナム航空管制機関 (Vietnam Air Traffic Management: VATM) 等

3. 業務の目的

本業務は、上述の「成果1：性能準拠型航法（PBN）飛行方式の設定に係る能力の開発」に関連して、ICAOの定めるPBN飛行方式に関する国際基準をベースとして、前年同様にPBNに関する高度な飛行方式設定に係る国際基準の専門的な事項についての上級訓練（座学）、PBN飛行方式に係る安全性評価についての高度な訓練（座学及び演習）を通じて技術移転を行うとともに、飛行方式設計者の定期訓練及び定期審査導入に向けた研修や飛行方式設計教官養成研修、飛行方式設計ソフト（以下、「PANADES」）の移管や共同利用の枠組み構築などを通じてプロジェクト終了後の自立発展性を高め、PBN飛行方式設定能力を向上させ、各国の実施しているPBN飛行方式の導入及び展開が着実に図られるよう支援することを目的とする。

4. 業務の範囲

- (1) 本業務は、2010年11月にベトナム国、同12月にカンボジア国、2011年1月にラオス国とそれぞれ締結されたR/Dに基づき実施中のプロジェクトにおいて、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」に十分配慮しつつ、「6. 業務の内容」に示す事項を実施する。その過程でコンサルタントは、業務全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性についてJICA経済基盤開発部に提言を行うことが求められる。
- (2) コンサルタントは本業務の進捗に応じて、「7. 成果品等」に示す報告書を作成し、JICA経済基盤開発部、カンボジア国、ラオス国及びベトナム国の各関係者に説明・協議の上、提出する。

5. 実施方針及び留意事項

- (1) カウンターパートのオーナーシップの確保
プロジェクト目標が対象3ヶ国関係者の能力開発であることを踏まえ、コンサルタントは、SSCA、DCA、LATM、CAAV、VATM（以下、「C/P」（カウンターパート））の主体性を尊重しそのオーナーシップを引き出しながら、本業務を通じC/Pが必要な能力を向上させ自らそれを活用できるよう、実施プロセスについて十分意識・工夫することとする。
- (2) プロジェクト終了後の自立発展性の確保
コンサルタントはプロジェクト終了後もC/Pの飛行方式設計能力が維持され、供与機材であるPANADESが3ヶ国のC/Pにより有効利用されるような仕組みを構築する。
- (3) 技術移転の対象者
本業務における座学・研修に対しては、C/Pの他、関連する空港会社等の担当者も必要に応じ参加する可能性がある。参加者の選定にあたっては、SSCA、DCA及びCAAVの強い関与を求めることが必要となるが、C/Pの他、長期専門家との情報共有・検討を十分に行い確定することとする。

6. 業務の内容

本業務の内容は次のとおりである。なお、コンサルタントは、3名の長期専門家（総

括／航空交通管理（ATM）アドバイザー、管制技術（CNS）アドバイザー及び業務調整員）並びに成果 1 の活動に関連して本邦（国土交通省航空局）から別途派遣を予定する短期専門家と協力・連携し、業務を行うこととする。

国内準備期間（2014年6月上旬～6月下旬）

（1）第一次現地派遣に向けた準備

既存の文献・報告書等（事業進捗報告書、活動実績資料、専門家報告書等）をレビューし、C/P に対するこれまでの技術移転内容、成果及び課題を整理する。また、係るレビュー結果に基づき、必要となる技術移転内容を分析・整理した上、第一次派遣期間における講義資料及び教科書、研修関係資料等を作成する。

（2）業務計画書並びにワークプランの説明及び協議

本業務全体の実施方針を業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）に取り纏め、JICA 経済基盤開発部に説明・協議し、必要に応じてこれを修正する。

第一次現地派遣期間（2014年7月上旬～10月上旬）

（3）ワークプランの説明及び協議

業務項目（2）にて作成したワークプランについて、カンボジア国、ラオス国、ベトナム国の各関係者（長期専門家、各国の C/P 及び JICA 事務所）に説明・協議し、必要に応じてこれを修正した上で、合意したワークプランを JICA 経済基盤開発部、カンボジア国、ラオス国及びベトナム国の各関係者に提出し、本業務全体の実施方針を確定する。

（4）2014 年度本邦研修（国別研修）に係る業務支援

JICA 経済基盤開発部及び国内機関により実施される国別研修「PBN 飛行方式上級設計者研修」に向けて必要となる以下の業務を実施する。

ア 研修目標、研修プログラム案の作成、本邦協力機関（国土交通省航空局）及び C/P 機関との調整

イ 本邦受入先の調整、内諾の取り付け

ウ 本邦研修受入先との日程及び研修内容の調整

エ 参加者選定、アプリケーションフォーム取り付け支援

研修は、C/P に対し日本における特別許可を要する航法精度要件（RNP AR: Required Navigation Performance - Authorization Required）等の高度な PBN 方式設計業務、飛行検査・検証及び運航承認手順について理解させ、実際の運用現場（空港）を確認することによって、高度な PBN 飛行方式設計に求められる要件を理解させることを目的とする。なお、現時点では 2014 年 11 月頃に 2 週間程度での実施を想定しているところ、遅くとも 8 月下旬までに第 1 次案を作成し、他の長期専門家及び JICA 経済基盤開発部と協力して関係機関との調整を開始すること。

（5）2014 年度本邦研修（課題別研修）に係る業務支援

JICA 東京国際センターにより実施される課題別研修「高性能・高効率な飛行方式の設計」に対し、カンボジア国、ラオス国、ベトナム国から C/P 各 1 名（計 3 名）を参加させるために必要な以下の業務を実施する。

- ア 研修目標、研修プログラム案の C/P 機関への共有
- イ 参加者選定、アプリケーションフォーム取り付け支援

なお、研修目標、研修プログラム等の内容については、別途 JICA 東京国際センターにて確定される。現時点では 2014 年 11 月から 12 月にかけて 5 週間程度での実施が想定されるところ、遅くとも 9 月下旬までに他の長期専門家及び JICA 経済基盤開発部と協力して関係機関との調整を開始すること。

(6) PANADES システムの維持管理及び技術支援、現地研修に向けた調整

ハノイ FPO を拠点として、PANADES システムの維持管理を行うとともに、カンボジア国、ラオス国及びベトナム国の飛行方式設計者がハノイ FPO で飛行方式を設計する際の技術的支援を行う。また、業務項目（7）及び（9）に示す現地研修の実施に向けて、C/P と共に参加者の選定や研修場所整備等の調整を行う。

(7) PBN 飛行方式上級設計者研修実施

ハノイ市内（CAAV が指定する場所）において、2012 年及び 2013 年に実施した PBN 飛行方式設定基礎研修を終了し、実業務での活用（OJT）を通じて所属機関から飛行方式設定の基礎能力を有すると判断された C/P を対象に、3 ヶ国合同研修を実施する。研修内容は以下のとおりであり、PBN 飛行方式設定基礎研修で扱わなかった高度な PBN 飛行方式設計（APV/Baro-VNAV や RNP AR APCH）について、初期進入方式、最終進入方式、復行方式の設計に係る座学を実施する。参加者は最大で 16 名と想定される。

- ア ICAO PANS-OPS (Doc 8168) Volume 1 の Part I 及び II、Volume 2 の Part I 及び III、並びに、Required Navigation Performance Authorization Required (RNP AR) Procedure Design Manual (Doc 9905) に規定される APV/Baro-VNAV や RNP AR APCH 方式の指導（座学）
- イ ICAO PBN Manual (Doc 9613)、Quality Assurance Manual for Flight Procedure Design (Doc 9906) に基づく解説

(8) PBN 飛行方式導入に係る巡回技術指導

ベトナム国を起点として、カンボジア国、ラオス国を各半月程度ずつ巡回訪問し、各国の PBN 飛行方式設計者に対し技術指導を行う。当該技術指導の具体的内容については業務項目（3）でのワークプラン説明及び協議時に各国 C/P と調整し決定する。

(9) PBN 飛行方式導入に係る安全性評価上級研修実施

ハノイ市内（CAAV が指定する場所）において、2013 年に実施した PBN 飛行方式導入に係る安全性評価基礎研修修了者を対象に 3 ヶ国合同研修を実施する。研修内容は以下の

とおりであり、PBN 飛行方式の安全性評価に係る制度や基準の理解と実施方法について指導を行う。なお、安全性評価に係る我が国の取り組み、国の法令、基準等の整備に関しては、別途本邦（国土交通省航空局）からの短期専門家派遣（1名、0.3ヶ月程度）を予定しており、同短期専門家と協力して研修を実施するものとする。参加者は最大で16名と想定される。

- ア ICAO PANS-OPS (Doc 8168) の Volume 2、ICAO Safety Management System Manual (SMM) (Doc 9859) 及び Required Navigation Performance Authorization Required (RNP-AR, Doc 9905) に規定される安全性評価の解説
- イ ICAO PBN Manual (Doc 9613) 及び Quality Assurance Manual for Flight Procedure Design (Doc 9906) に基づく実施の指導（座学）

(10) モニタリングシート (Ver.1) の作成及び報告

第一次現地派遣期間における現地活動の結果をモニタリングシート (Ver.1) (英文) として取りまとめ、JICA ベトナム事務所及び長期専門家に提出した上、業務進捗報告を行う。なお、JICA カンボジア事務所及び JICA ラオス事務所に対しては、JICA 側にて別途業務進捗状況につき共有を行う。

第一次国内作業期間 (2014年11月上旬～11月下旬)

(11) 第一次業務進捗報告

業務項目 (10) にて作成したモニタリングシート (Ver.1) を JICA 経済基盤開発部に提出した上、業務進捗報告を行う。

(12) 第二次現地派遣に向けた準備

第一次現地派遣の結果を踏まえ、業務項目 (2) 及び (3) にて作成した業務計画書 (和文) 及びワークプラン (英文) における業務工程、技術移転事項詳細等について、必要な見直しを行う。見直し後の業務計画書 (和文) 及びワークプラン (英文) に基づき、第二次現地派遣に向けた講義資料及び教科書、研修関係資料等を作成する。

第二次現地派遣期間 (2014年12月上旬～2015年3月上旬)

(13) ワークプランの説明及び協議

業務項目 (12) においてワークプランの更新を行った場合には、改めてカンボジア国、ラオス国、ベトナム国の各関係者 (長期専門家、各国の C/P 及び JICA 事務所) に説明・協議し、必要に応じてこれを修正した上で、合意したワークプランを JICA 経済基盤開発部、カンボジア国、ラオス国及びベトナム国の各関係者に提出し、第二次現地派遣期間中の実施方針及び業務内容を確定する。

(14) PANADESシステムの維持管理及び技術支援、現地研修に向けた調整

ハノイ FPO を拠点として、PANADES システムの維持管理を行うとともに、カンボジア国、ラオス国及びベトナム国の飛行方式設計者がハノイ FPO で飛行方式を設計する際の

技術的支援を行う。また、業務項目（15）に示す研修の実施に向けて、参加 C/P の選定や研修場所整備等の調整を行う。

(15) 飛行方式設計者への定期訓練及び定期技能審査制度の導入に向けた研修実施

定期訓練及び定期技能審査制度は、それぞれ ICAO 技術文書 Procedures for Air Navigation - Aircraft Operations (Doc 8168), Volume II, 4.7.6 及び Quality Assurance Manual (Doc 9906), Volume II, 3.2.5 に基づき、国際的に求められているところである。これらにより、日本は飛行方式設計者に対し年 1 回の定期訓練及び定期技能審査を実施している。

本プロジェクトにおいては、ハノイ市内（CAAV が指定する場所）において、将来的に飛行方式設計者への定期訓練を行う講師あるいは技能審査を行う審査官を養成することとし、そのために PBN 飛行方式設定上級設計者を対象とした合同研修を 1 週間程度実施する。同研修では、飛行方式設計者への訓練や技能審査を定期的に行う仕組み作りとその組織的導入を目標に、ICAO 基準を既に導入している本邦での制度及び運用状況等につき座学指導を行う。参加者は、2012 年及び 2013 年に実施した PBN 飛行方式設定上級設計者研修の修了者とし、最大 32 名（カンボジア国 8 名、ラオス国 8 名、ベトナム国 16 名）と想定される。

上述の合同研修においては ICAO 基準及び本邦の制度の理解並びに制度設計を主眼とするが、実際の定期訓練及び定期技能審査の在り方は各管制業務機関によって異なる。このため、合同研修後は、カンボジア国、ラオス国及びベトナム国にて各半月程度ずつ個別に実施機関を訪問し、合同研修に参加した上級設計者自身によるその他設計者へのヒアリングや文書監査を指導するとともに、現地における関連情報収集及び現状確認を合わせ実施する。

(16) PBN 飛行方式導入に係る巡回技術指導

ベトナム国を起点として、カンボジア国、ラオス国を各半月程度ずつ巡回訪問し、各国の PBN 飛行方式設計者に対して現地で技術的な指導を行う。この技術指導の具体的内容については業務項目（3）及び（13）でのワークプランの説明及び協議時に各国 C/P と調整し決定する。

(17) 2015 年度本邦研修（国別研修）の検討

第一次及び第二次現地派遣期間において実施した本邦研修及び現地研修結果を踏まえ、プロジェクトの「成果 1：性能準拠型航法（PBN）飛行方式の設定に係る能力の開発」達成に向けて更に必要と考えられる国別研修を他の長期専門家と共に検討した上、JICA 経済基盤開発部及び国内機関での実施に向けて必要となる以下の業務を実施する。

ア 研修目標、研修プログラム案（大枠）の作成

イ 本邦協力機関（国土交通省航空局）からの内諾の取り付け

(18) モニタリングシート（Ver. 2）の作成及び報告

第二次現地派遣期間における現地活動の結果をモニタリングシート (Ver. 2) (英文) に取りまとめ、カンボジア国、ラオス国及びベトナム国の各関係者 (長期専門家、各国の C/P 及び JICA 事務所) に提出し、進捗報告を行う。

第二次国内作業期間 (2015 年 4 月上旬)

(19) 第二次業務進捗報告

業務項目 (18) にて作成したモニタリングシート (Ver. 2) を JICA 経済基盤開発部に提出した上、業務進捗報告を行う。

(20) 第三次現地派遣に向けた準備

第二次現地派遣の結果を踏まえ、業務項目 (12) 及び (13) にて作成した業務計画書 (和文) 及びワークプラン (英文) における業務工程、技術移転事項詳細等について、必要な見直しを行う。見直し後の業務計画書 (和文) 及びワークプラン (英文) に基づき、第三次現地派遣に向けた講義資料及び教科書、研修関係資料等を作成する。

第三次現地派遣期間 (2015 年 4 月中旬～7 月中旬)

(21) ワークプランの説明及び協議

業務項目 (20) においてワークプランの更新を行った場合には、改めてカンボジア国、ラオス国、ベトナム国の各関係者 (長期専門家、各国の C/P 及び JICA 事務所) に説明・協議し、必要に応じてこれを修正した上で、合意したワークプランを JICA 経済基盤開発部、カンボジア国、ラオス国及びベトナム国の各関係者に提出し、第三次現地派遣期間中の実施方針及び業務内容を確定する。

(22) 2015 年度本邦研修 (国別研修) に係る業務支援

業務項目 (17) にて検討した国別研修の実施に向けて必要となる以下の業務を実施する。

- ア 研修目標、研修プログラム案の作成、本邦協力機関 (国土交通省航空局) 及び C/P 機関との調整
- イ 本邦受入先の調整、内諾の取り付け
- ウ 本邦研修受入先との日程及び研修内容の調整
- エ 参加者選定、アプリケーションフォーム取り付け支援

なお、遅くとも実施の 2 か月半前までに第 1 次案を作成し、他の長期専門家及び JICA 経済基盤開発部と協力して関係機関との調整を開始すること。

(23) PANADES システムの維持管理及び技術支援

ハノイ FPO を拠点として、PANADES システムの維持管理を行うとともに、カンボジア国、ラオス国及びベトナム国の飛行方式設計者がハノイ FPO で飛行方式を設計する際の技術的支援を行う。

(24) PBN 飛行方式導入に係る巡回技術指導（ラオス国重点）

ベトナム国を起点として、カンボジア国に半月程度、ラオス国に1ヶ月程度巡回し、両国のPBN飛行方式設計者に対して現地で技術的な指導を行う。特に、ラオス国においては同年1月に導入されるPANADESの効果的な運用について指導する。技術指導の具体的内容については業務項目(3)、(13)及び(21)でのワークプランの説明及び協議時に各国C/Pと調整し決定する。

(25) モニタリングシート（Ver.3）の作成及び報告

第三次現地派遣期間における現地活動の結果をモニタリングシート（Ver.3）（英文）として取りまとめ、JICAベトナム事務所及び長期専門家に提出した上、業務進捗報告を行う。なお、JICAカンボジア事務所及びJICAラオス事務所に対しては、JICA側にて別途業務進捗状況につき共有を行う。

第三次国内作業期間（2015年8月下旬）

(26) 第三次業務進捗報告

業務項目(25)にて作成したモニタリングシート（Ver.3）をJICA経済基盤開発部に提出した上、業務進捗報告を行う。

(27) 第四次現地派遣に向けた準備

第三次現地派遣の結果を踏まえ、業務項目(20)及び(21)にて作成した業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）における業務工程、技術移転事項詳細等について、必要な見直しを行う。見直し後の業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）に基づき、第四次現地派遣に向けた講義資料及び教科書、研修関係資料等を作成する。

第四次現地派遣期間（2015年9月中旬～12月中旬）

(28) ワークプランの説明及び協議

業務項目(27)においてワークプランの更新を行った場合には、改めてカンボジア国、ラオス国、ベトナム国の各関係者（長期専門家、各国のC/P及びJICA事務所）に説明・協議し、必要に応じてこれを修正した上で、合意したワークプランをJICA経済基盤開発部、カンボジア国、ラオス国及びベトナム国の各関係者に提出し、第四次現地派遣期間中の実施方針及び業務内容を確定する。

(29) 2015年度本邦研修（課題別研修）に係る業務支援

業務項目(5)と同様に、JICA東京国際センターが所管する課題別研修「高性能・高効率な飛行方式の設計」に対し、カンボジア国、ラオス国、ベトナム国からC/P各1名（計3名）を参加させるために必要な以下の業務を実施する。

ア 研修目標、研修プログラム案のC/P機関への共有

イ 参加者選定、アプリケーションフォーム取り付け支援

(30) PANADES システムの維持管理及び技術支援

ハノイ FPO を拠点として、PANADES システムの維持管理を行うとともに、カンボジア国、ラオス国及びベトナム国の飛行方式設計者がハノイ FPO で飛行方式を設計する際の技術的支援を行う。

(31) 飛行方式設計ソフト移管と共同利用の枠組み構築作業

ハノイ FPO において、PANADES システムのベトナム国 C/P 機関への供与に係る調整や保守契約締結支援、プロジェクト終了後における関係 3 ヶ国間での共同利用体制の構築を実施する。

(32) ファイナルレポートの作成及び報告

本業務全体の活動結果をファイナルレポート（英文）に取りまとめ、カンボジア国、ラオス国、ベトナム国の各関係者（長期専門家、各国の C/P 及び JICA 事務所）に提出した上、結果報告を行う。

国内整理期間（2016 年 1 月上旬～1 月中旬）

(33) 業務完了報告書の作成及び報告

業務項目（32）にて作成したファイナルレポートを元に業務完了報告書（和文）を作成した上、これらを JICA 経済基盤開発部に提出し、業務完了報告を行う。

7. 成果品等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は業務完了報告書とし、次項（2）の技術協力成果品を添付するものとする。

| レポート名 | 提出時期 | 部数 | 提出先 |
|--------------------|---------------|--------|---|
| 業務計画書 | 2014 年 6 月下旬 | 和文：4 部 | ・ JICA 経済基盤開発部、 JICA カンボジア事務所、 JICA ラオス事務所、 JICA ベトナム事務所 |
| ワークプラン | 2014 年 6 月下旬 | 英文：7 部 | ・ モニタリングシート (Ver. 1) 及びモニタリングシート (Ver. 3) の提出先は業務計画書提出先に同じ |
| モニタリングシート (Ver. 1) | 2014 年 10 月上旬 | 英文：4 部 | |
| モニタリングシート (Ver. 2) | 2015 年 3 月上旬 | 英文：7 部 | |
| モニタリングシート (Ver. 3) | 2015 年 7 月中旬 | 英文：4 部 | |

| | | | |
|-----------|------------|--------------------|---|
| ファイナルレポート | 2015年12月中旬 | 英文：7部 CD-R：3セット | 及びファイナルレポートの提出先は、業務計画書提出先に加え、SSCA、DCA及びCAAV ・ CD-RはJICA経済基盤開発部 |
| 業務完了報告書 | 2016年1月中旬 | 和文：4部 CD-R：3セット | ・ JICA経済基盤開発部、JICAカンボジア事務所、JICAラオス事務所、JICAベトナム事務所 ・ CD-RはJICA経済基盤開発部 |

業務完了報告書及びファイナルレポートは製本することとし、その他は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

（２）技術協力成果品

コンサルタントが作成する講義資料及び教科書を技術協力成果品として提出する。なお、提出にあたっては、講義資料は業務完了報告書の添付として、教科書は電子データをCD-Rにて提出することとする。

（３）報告書作成にあたっての留意事項

- ア 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- イ 必要に応じ図や表を活用すること。また、英文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。報告書の本文中で使用されるデータおよび情報については、その出典を明記すること。
- ウ 各報告書の各国関係者（長期専門家、各国のC/P及びJICA事務所）への説明・協議に関しては、事前にJICA経済基盤開発部に提出し、承諾を得ること。
- エ 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日および略語表を目次の次の頁に記載すること。
- オ 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるように工夫を施すこと。

（４）収集資料

本業務を通じて収集した資料・データについては、リスト（JICA経済基盤開発部が指定するJICA図書館の定型フォームを利用）を作成し、業務完了報告時に合わせて提出すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務行程

本業務は、2014年6月上旬から開始し、2016年1月中旬に終了することを目途とする。コンサルタントは、業務内容を考慮の上、この期間において適切な業務行程をプロポーザルにて提案すること。

| 担当業務 | 2014年度 | | | | | | | | | |
|-----------|--------------------------|----|----|----|-----|--------------------------|-----|----|----|----|
| | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 国内準備期間 | <input type="checkbox"/> | | | | | | | | | |
| 第一次現地派遣期間 | | ■ | | | | | | | | |
| 第一次国内作業期間 | | | | | | <input type="checkbox"/> | | | | |
| 第二次現地派遣期間 | | | | | | | ■ | | | |
| 報告書 | △ | | | | ▲ | | | | | ▲ |

△：業務実施計画書及びワークプラン、▲：モニタリングシート

| 担当業務 | 2015年度 | | | | | | | | | |
|-----------|--------------------------|----|----|----|--------------------------|----|-----|-----|-----|--------------------------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 |
| 第二次国内作業期間 | <input type="checkbox"/> | | | | | | | | | |
| 第三次現地派遣期間 | ■ | | | | | | | | | |
| 第三次国内作業期間 | | | | | <input type="checkbox"/> | | | | | |
| 第四次現地派遣期間 | | | | | | ■ | | | | |
| 国内整理期間 | | | | | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| 報告書 | | | | ▲ | | | | | ◎ | ● |

▲：モニタリングシート、◎ファイナルレポート、●業務完了報告書

2. 業務量目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

全体 16.9M/M (内国内作業 3.1M/M)

(2) 業務従事者の構成

本業務には以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定している。特に、「総括／飛行方式設定1」は、ベトナム国ハノイ FPO を拠点として、カンボジア国、ラオス国及びベトナム国での巡回技術指導を主に担当し、「飛行方式設定2」は、特定の研修での講師を主に担当することを想定しているが、コンサルタントは業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案すること。なお、担当分野の変更・追加または統合・分離を提案する場合には、理由を付すこと。

下記に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

ア 総括／飛行方式設定1：3号

イ 飛行方式設定2：3号

(3) 相手国側の便宜供与

各国関係者からの便宜供与には以下の内容が含まれる。

ア 会議室、研修実施場所及び執務室

イ 空港内移動車両及び運転手

ウ 入港許可の発行

現地活動に必要となるフライト（本邦・現地往復及び3ヶ国間の移動）、並びに、空港内以外の現地国内移動のための車両については見積書に含めて提案すること。

(4) 現地再委託

現地再委託は想定していない。

(5) 業務用機材

機材調達は想定していない。

3. 閲覧資料及び貸与資料

(1) 閲覧資料

本件に係る以下の資料が当機構図書館ウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) にて公開中。

・大陸部東南アジア国 東部メコン地域次世代航空保安システム開発整備計画調査最終報告書 要約編（カンボジア国）

<http://staffopac.jica.go.jp/images/report/P0000254218.html>

・大陸部東南アジア国 東部メコン地域次世代航空保安システム開発整備計画調査最終報告書 要約編（ラオス国）

<http://staffopac.jica.go.jp/images/report/P0000254221.html>

・大陸部東南アジア国 東部メコン地域次世代航空保安システム開発整備計画調査最終報告書 要約編（ベトナム国）

<http://staffopac.jica.go.jp/images/report/P0000254224.html>

- ・ラオス国 次世代航空保安システムへの移行のための機材整備計画 協力準備調査報告書（先行公開版）

<http://staffopac.jica.go.jp/images/report/P1000009966.html>

(2) 貸与資料

本件に係る以下の資料は、当機構経済基盤開発部運輸交通情報通信第三課（TEL：03-5226-8153）にて貸与。

- ・東メコン地域次世代航空保安システムへの移行に係る能力開発プロジェクト（飛行方式設定）（平成25年6月～平成25年12月実施）
- ・東メコン地域次世代航空保安システムへの移行に係る能力開発プロジェクト 中間レビュー調査報告書（平成25年4月～平成25年5月実施）
- ・東メコン地域次世代航空保安システムへの移行に係る能力開発プロジェクト専門家派遣（総括／飛行方式設定・設定基準）（飛行方式設定2）（飛行方式設定実務1）（飛行方式設定実務2）（平成24年7月～平成25年7月実施）

4. 安全管理

コンサルタントは現地調査期間中の安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、外務省海外安全ホームページ（<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）、各国 JICA 事務所、各国日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について JICA 事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地調査における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

5. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、第1年次契約において、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。